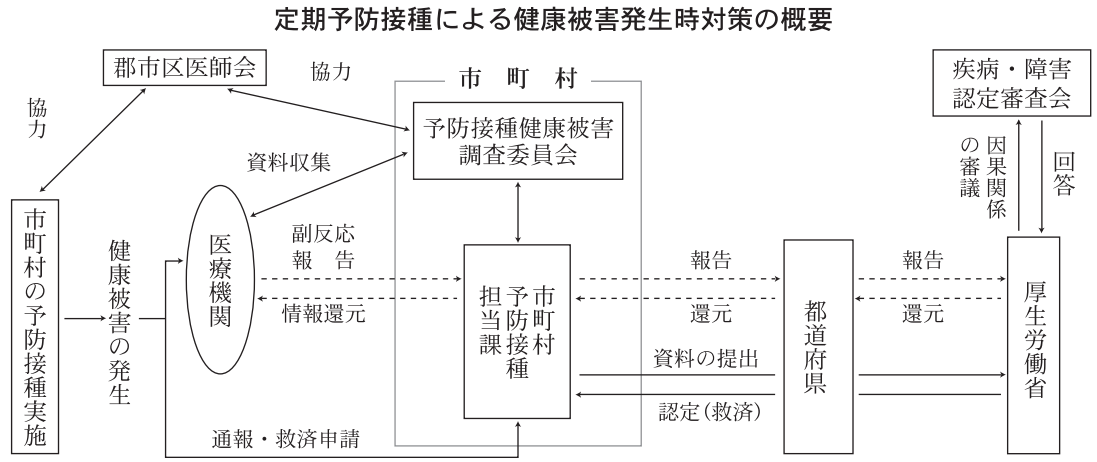


Q15 接種後健康被害が発生した時には、どうすればよいでしょうか。

A

1. 定期接種

定期の予防接種により重篤な健康被害が発生した時には、予防接種法の規定により、発生した健康被害の救済が行われることになっています。接種した市町村（特別区）から当該都道府県を經由して、厚生労働省へ認定手続をすることになります。詳細な手続きは市町村（特別区）予防接種担当課と相談してください。



2. 任意接種

予防接種法に基づく定期接種以外の予防接種で生じた健康被害については民法でその賠償責任を追求することは難しく、多大の労力と時間を費やさなければなりません。医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害が生じた場合に対して医療費、医療手当、障害年金等の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とし、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度とし、当該者が請求することになります。

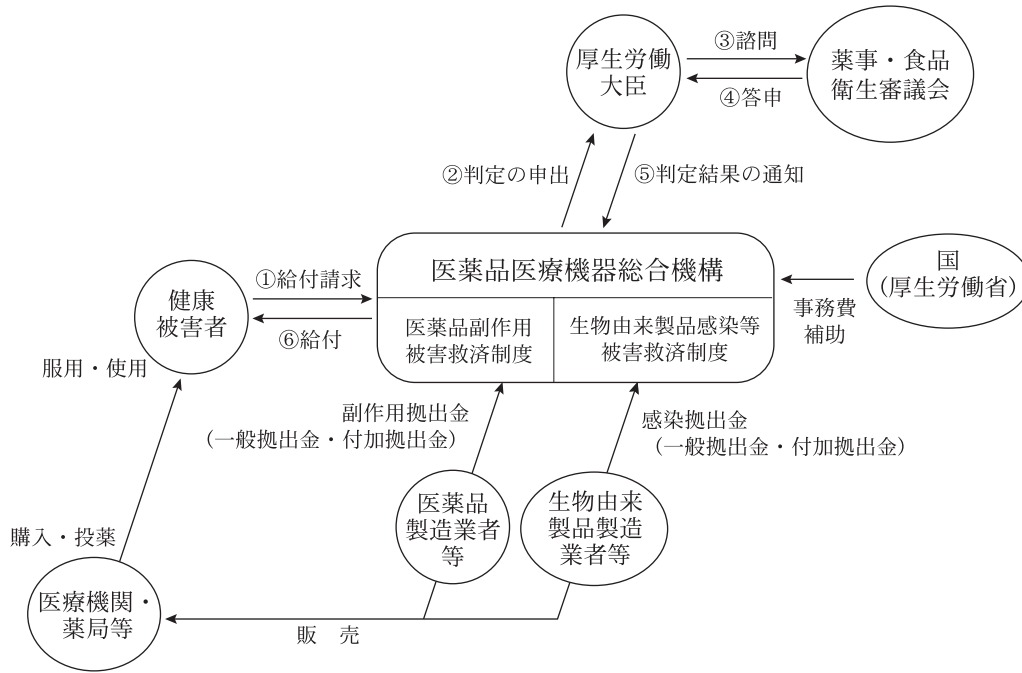
ヒトや動物など、生物に由来するものを原料や材料とした医薬品や医療機器など（生物由来製品）については、ウイルスなどの感染の原因となるものが入り込むおそれがあることから、さまざまな安全性を確保するための措置が講じられてきています。しかし、最新の科学的な知見に基づいて安全対策を行ったとしても、生物由来製品による感染被害のおそれを完全になくすことはできません。

このような背景から、新たに生物由来製品感染等被害救済制度が創設されました。生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品が原因で感染症にかかり、入院が必要な程度の疾病や傷害などの健康被害について救済を行う制度です。感染後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。

平成16年（2004）4月1日以降に使用された生物由来製品によって生じた感染被害について救済給付が行われます。

問い合わせ先は下記のとおりです。
 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（機構）救済制度相談窓口
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 電話：03-3506-9411（ダイヤルイン） URL：http://www.pmda.go.jp
 0120-149-931（フリーダイヤル）

請求から給付決定までのしくみ（任意接種）



3. 予防接種後副反応報告

予防接種法改正に伴って実施がはじまった制度で、平成8年（1996）10月1日以降に発生した事象を報告書で提出します。

なお、この報告は予防接種健康被害救済制度とは別なものです。救済制度による認定を求める場合には別途認定のための手続きが必要となります。